

序章

1 計画作成の背景と目的

伊豆の国市は、古くから人の営みがあったことが知られている。そして、平安時代末期から鎌倉時代における鎌倉北条氏の本拠地であった場所である。戦国時代以降は、伊勢宗瑞（北条早雲）から始まる小田原北条5代による統治の時代から江戸時代の江川氏の代官の時代へと、幾たびも日本の歴史の表舞台となってきた。伊豆の国市には、このような時代を代表する史跡をはじめ、有形・無形の文化財がいたるところに存在している。これらの文化財は市民にとって重要であるばかりでなく、国民にとってもかけがえのないものである。今後、市民はもちろん市外から伊豆の国市を訪れた人々が、文化財に触れ、歴史文化との関わりをもつ機会を増やすことを目指している。

平成17年（2005）4月1日、伊豆長岡町・韮山町・大仁町の3町が合併し、伊豆の国市が誕生した。国指定史跡5件をはじめ、重要な文化財が多数所在した韮山町では、個々の史跡の整備については徐々に進められてきた。しかしながら、合併後の伊豆の国市全体の未指定を含む文化財を俯瞰する構想は未着手であった。

このような中で伊豆の国市では、地域のアイデンティティの核となる指定文化財を中心にして、周囲の景観や文化財を支える人々の活動を活かし、地域の魅力の増大と活力の向上を図るため、平成26年（2014）に「伊豆の国市歴史文化基本構想」（以下「歴史文化基本構想」）を策定した。この構想を基に、韮山反射炉や韮山城跡等の文化財については、計画的に調査・保存・活用を推進してきている。

歴史文化基本構想を策定して約8年が経過した。この間、伊豆の国市では、歴史文化基本構想に基づき文化財の保存・活用事業に取り組むとともに、平成30年度（2018）に文化財周辺環境の整備や歴史的な資源を活かしたまちづくりの展開を目指し「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」を策定した。一方で、過疎化・少子高齢化の進行、新型感染症の流行とその対策等、社会状況や文化財を取り巻く環境は変化した。平成31年（2019）3月に文化財保護法が改正され、地方文化財保護行政の推進力の強化が求められるようになったこの機会に、歴史文化基本構想策定以降に行った取組を検証し、更なる文化財の保存活用に対する推進力の強化が必要であるという結論に至った。そこで、このたび歴史文化基本構想を基に、必要な事項を補った保存と活用のマスタープランかつアクション・プランとして「伊豆の国市文化財保存活用地域計画」（以下「本計画」）を文化財保護法第183条の3の各号に基づき作成し、文化財の保存・活用について一層の充実を図ることとした。なお、歴史文化基本構想は本計画に移行することとする。

本計画の作成・推進により、日本史上の各時代の動向と密接に関わりながら変革の舞台となってきた伊豆の国市の豊かな文化財の蓄積を、市民が自ら共通の誇りとし、それを正しく保存・継承することを目指す。また、まちづくり、地域の活性化に有効に活用することで、「歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市」を目指す。

文化財保存活用地域計画とは

平成 30 年の文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）の改正により、都道府県による文化財保存活用大綱の策定、市町村が作成する文化財保存活用地域計画（以下地域計画）及び国指定等文化財の所有者等が作成する保存活用計画の文化庁長官による認定、市町村による文化財保存活用支援団体の指定等が制度化された。

地域計画は、各都道府県の作成した文化財保存活用大綱を勘案しつつ、各市町村において取り組んでいく目標や取組の具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的なアクション・プランである。

地域計画において、文化財の保存・活用に関して当該市町村が目指す将来的なビジョンや具体的な事業等の実施計画を定め、これに従って計画的に取組を進めることで、継続性・一貫性のある文化財の保存・活用が一層促進される。また、当該市町村における文化財行政の取組の方向性を計画として対外的に明示するとともに、作成した地域計画を広く周知し、民間団体等の様々な関係者のみならず地域住民の理解・協力を得ることにより、地域社会総がかりによる、より充実した文化財の保存・活用を図っていくことが可能となる。

同時に、地域計画は、地域に所在する未指定文化財を含めた多様な文化財を総合的に調査・把握した上で、まちづくりや観光などの他の行政分野とも連携し、総合的に文化財の保存・活用を進めていくための枠組みでもある。地域計画の作成・推進を通じて、地域の多様な文化財の掘り起こしが進み、新たに見いだされた文化財の保護につながるとともに、民間団体をはじめ多様な主体の参画を得ることで、所有者や行政だけでは難しい未指定文化財を含む幅広い文化財の積極的な保存・活用の推進が期待される。また、法定計画として市町村の行政体系に位置付けることで、文化財の保存・活用の必要性・重要性が増すとともに、様々な関係者の参画を得ながら計画の検討を行うことで、計画の制作過程自体も“見える化”し、文化財の保存・活用に対する地域住民の関心や理解の促進、さらには地域のアイデンティティの醸成が期待される。

文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針

（令和 3 年 6 月変更 文化庁）より

(1) 伊豆の国市文化財保存活用地域計画の行政的位置付け

本計画は、「^{しずおかけんぶんざいほぞんかつようたいこう}静岡県文化財保存活用大綱」、本市上位計画である「^{だいじ}第2次伊豆の国市総合計画」及び「伊豆の国市^{きょういくたいこう}教育大綱」との整合性を図りつつ、平成26年（2014）3月に伊豆の国市の歴史・文化を活かした地域づくりを推進するために策定した「歴史文化基本構想」を継承・発展させたマスタープランかつアクション・プランである。また、「伊豆の国市^{れきしきてきふうちいじこうじょうけいかく}歴史的風致維持向上計画」をはじめとする関連計画と連携・調整を図りながら、各種事業を展開・推進するものとする。

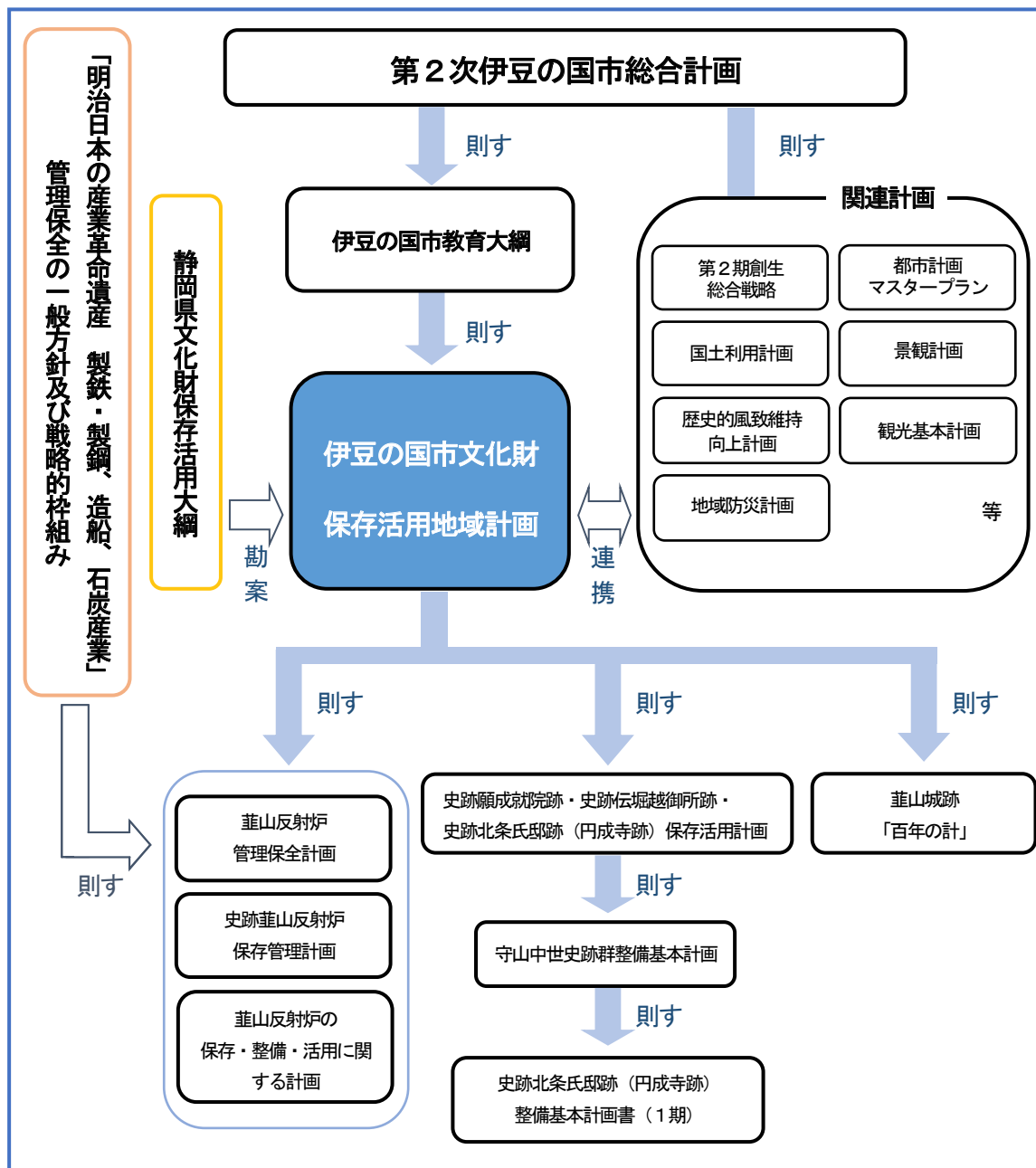


図 0-1 行政計画としての位置付け

(2) 静岡県の計画（策定年度）

ア 静岡県文化財保存活用大綱（令和元年度（2019））

文化財保護法第 183 条の 2 の規定に基づき、静岡県における文化財の保存・活用に係る基本的な方針を示すものとして、静岡県が令和元年度（2019）に策定した。静岡県の総合計画における文化財分野の個別方針として位置付けられ、文化財の保存・活用と密接な関連を持つ、文化、観光、教育、景観、防災等の分野別計画とも整合を図っている。

(3) 伊豆の国市の上位計画（策定年度／計画期間）

ア 第 2 次伊豆の国市総合計画（平成 29 年度（2017）／平成 29 年度（2017）～令和 7 年度（2025））

人口の少子高齢化の進行や世界的な景気の悪化、平成 23 年（2011）3 月に発生した東日本大震災をはじめとする大災害の発生など、本市を取り巻く社会情勢の変化を受け、平成 29 年（2017）3 月に策定した。

この総合計画では、将来像を「ほんわり湯の国、^{うま}美し国、歴史文化薫る国、未来を拓く伊豆の国^{ひら}」とし、住んでいる人も、訪れる人も、歴史や文化が薫る美しい地で温泉や食を楽しみ、ほっとする（ほんわりする）時間を有意義につくれるまちを目指すとともに、時代の潮流をつかみ各分野で未来を拓くまちを目指す。この将来像実現のため、以下の 7 つの基本方針を示した。



図 0-2 第 2 次総合計画で示す将来像

- 1 豊かな自然に抱かれる 伊豆の国市（自然・生活環境）
- 2 伊豆の国市にしごとをつくる（産業・経済・労働）
- 3 伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる（観光・交流）
- 4 歴史に学び、未来を拓く 伊豆の国市（歴史・文化・教育・研究）
- 5 子育ても人生も楽しい 伊豆の国市（健康・福祉）
- 6 安全で安心な伊豆の国市のまちづくり（都市基盤・生活環境）
- 7 みんなで創る 伊豆の国市（行財政運営・自助・共助・公助）

イ 伊豆の国市教育大綱（平成 27 年度（2015）／令和 2 年度（2020）～令和 4 年度（2022））

平成 27 年度（2015）に策定し、令和 2 年度に全面改訂した。

基本理念を「世界にはばたく「人」づくり」、「人を大切にできる「人」づくり」、「ふるさとを誇れる「人」づくり」の 3 つと定め、施策の一環として、文化・芸術活動の推進や、歴史に学ぶまちづくりを推進する。

（４）伊豆の国市の関連計画（作成年度／計画期間）

ア 第２期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和２年度（2020）／令和２年度（2020）～令和６年度（2024））

「第２期伊豆の国市まち・ひと・しごと創生総合戦略」は、令和２年（2020）３月に策定した。

「まち・ひと・しごと創生法」（平成２６年法律第１３６号）に基づき、中長期的な人口推移が与える影響を分析し、目指すべき将来の方向と将来の人口展望を示す「伊豆の国市人口ビジョン（令和２年度改定版）」及び将来にわたって夢や希望を持てる伊豆の国市のまちづくりを実現していくことを目的とする。

「伊豆の国市に新しいひとの流れをつくる」を基本目標のひとつとし、目標達成のための文化財管理事業として、「文化財を適切に保存・管理するとともに、文化財の価値に応じた公開・活用を行う。」ものとした。

イ 都市計画マスタープラン（平成２３年度（2011）／平成２３年度（2011）～令和１０年度（2028））

「伊豆の国市都市計画マスタープラン」は、伊豆の国市総合計画を踏まえ、平成２３年（2011）３月に制定、令和３年（2021）２月に改訂した。

この計画では、７つのまちづくりの目標が掲げられ、その目標の一つを「歴史に学び、未来を拓く伊豆の国市」とし、地域の歴史を学ぶことと合わせて、歴史的な風致の維持及び向上を目指している。

また、「将来都市構造」の構築を目指し、市全体を３つのゾーンに区分している。そのうち「歴史・文化・観光交流ゾーン」では、次のような目標を設定した。

◆守山中世史跡群や韮山城跡、江川邸、韮山反射炉、市内各地に分散するジオサイト等の歴史・文化資源が点在する区域周辺や伊豆長岡温泉周辺は、市民や観光客が歴史・文化に親しむことができる環境を創出するため、歴史にちなんだ周遊ルートの形成を進め、観光交流を推進するとともに、歴史的な街並みや建造物の保全等に努めます。

◆韮山反射炉周辺や江川邸等は、良好な景観の保全・形成に努めます。

また、歴史的風致の維持及び向上を目指す方針として、次のように設定した。

- ◆歴史的建造物の保存・活用の推進
- ◆歴史・伝統を反映した活動の継承と活性化
- ◆歴史文化資源の保存・活用の体制の確立とユニバーサル化
- ◆歴史文化を生かした観光振興等による地域の活性化
- ◆住民等の理解と参加・連携による取り組み

エ 景観計画（平成26年度（2014）／平成26年度（2014）～令和6年度（2024））

「伊豆の国市景観計画」は、平成26年（2014）6月に策定し、令和2年（2020）5月に改訂した。

伊豆の国市の豊かな自然と、人びとの生業と生活によって培われた歴史や文化によって形づくられた固有の資源を市民共有の財産として捉え、今後のまちづくりに活かし、市独自の景観形成を進めることを目的とし、市内全域を景観計画区域、韮山反射炉とその周辺部である「韮山反射炉周辺地区」を景観重点整備地区に設定した。

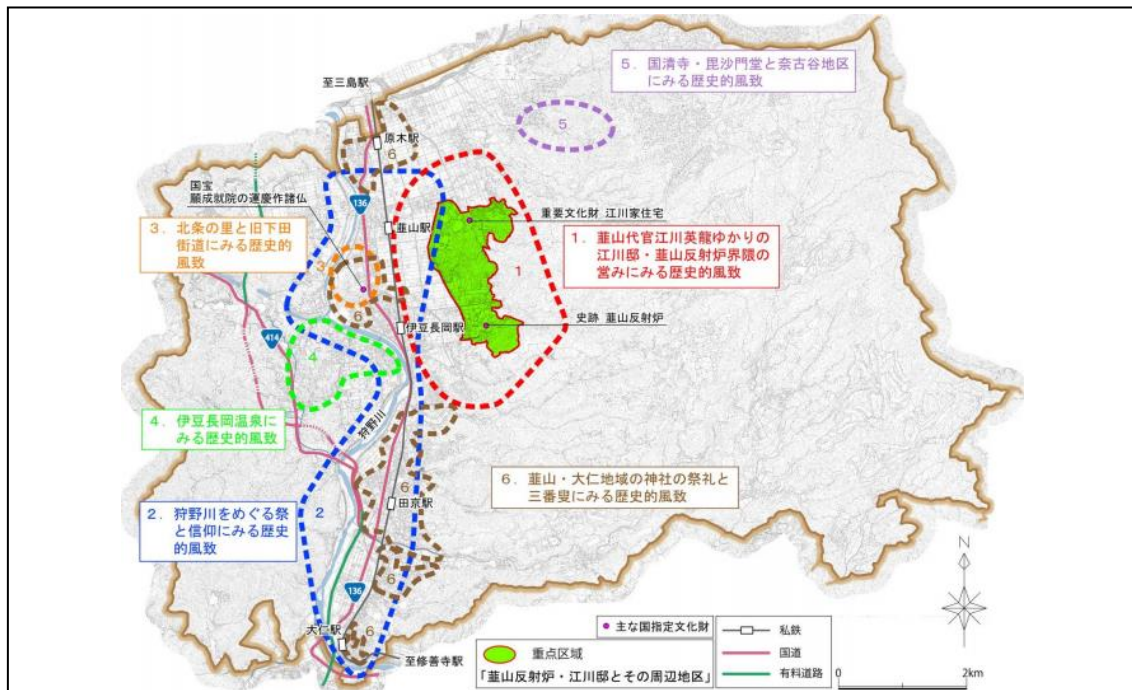
オ 歴史的風致維持向上計画（平成30年度（2018）／平成30年度（2018）～令和9年度（2027））

「伊豆の国市歴史的風致維持向上計画」は、平成30年（2018）3月に策定し、令和3年（2021）3月に改訂した。

本市には、これまでの都市の変遷において重要な役割を果たしてきた歴史的資源、狩野川を軸とした豊かな自然、水田を中心とした農業景観、人々の暮らしに根ざした信仰と祭、まちの発展を支えてきた温泉と芸能文化がある。これらが維持保全され、また、受け継がれてきたことにより、本市の歴史的風致が形成されている。

このような人々の生活と町並みが一体となった良好な環境（歴史的風致）の維持・向上を促進し、後世へ継承することを目的とする。

また、史跡韮山反射炉を中心とする中地区、重要文化財江川家住宅を中心とする韮山山木・韮山金谷地区、韮山土手和田・南条地区及びこれらを結ぶ範囲を「韮山反射炉・江川邸とその周辺地区」として重点区域に設定した。



出典：伊豆の国市歴史的風致維持向上計画
歴史的風致の範囲と重点区域の関係

図0-4 歴史的風致の範囲と重点区域

カ かんこうきほんけいかく 観光基本計画・アクションプラン（平成 27 年度（2015）／令和 3 年度（2021）～令和 6 年度（2024））

「伊豆の国市観光基本計画・アクションプラン（後期）」は、平成 27 年（2015）3 月に策定した「伊豆の国市観光基本計画」に基づき、令和 3 年（2021）3 月に策定した。

本計画では、伊豆の国市総合計画の将来像を実現していくため、6 つの項目を定め、特に、「歴史文化遺産の活用」において、韮山反射炉の魅力発信や、市内文化財を巡る周遊バスの運行による市内回遊性の向上を推進することとした。

キ ちいきぼうさいけいかく 地域防災計画（平成 18 年度（2006））

「伊豆の国市地域防災計画」は、伊豆の国市が誕生した初年度である平成 18 年（2006）2 月から毎年内容を更新しており、最新では令和 3 年（2021）3 月に計画内容を修正した。

「災害対策基本法」（第 42 条）の規定に基づき、伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆の国市の地域に係る防災対策の大綱を定めた。

(5) 伊豆の国市文化財保存活用地域計画に関連する個別計画（策定年度／計画期間）

ア 韮山反射炉管理保全計画（平成 25 年度（2013））

韮山反射炉の資産及び緩衝地帯の管理保全を確実なものとするために策定した計画であり、「明治日本の産業革命遺産」の世界遺産登録推薦書の一部として、平成 26 年（2014）1 月にユネスコ世界遺産センターに提出された。

イ 史跡韮山反射炉保存管理計画（平成 26 年度（2014））

韮山反射炉の本質的な価値を構成する要素と、密接に関わる諸要素を明確にし、次世代へと確実に継承するため、平成 26 年（2014）9 月に策定した計画。保存・管理を行う上での基本的な方針・方法・現状変更等の基準と併せて、将来的な保存修理や景観保全、環境整備を含めた整備・活用の基本方針を示すとともに、今後の施策の指針とした。

ウ 韮山反射炉の保存・整備・活用に関する計画（平成 29 年度（2017）／平成 29 年度（2017）～令和 8 年度（2027））

平成 29 年（2017）7 月に、明治日本の産業遺産革命遺産の顕著な普遍的価値に貢献する要素を保全するための法的・行財政上の措置を示すとともに、管理保全の基本方針・方法等を定めた。

エ-1 史跡願成就院跡・史跡伝堀越御所跡・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）保存活用計画（令和元年度（2019）／令和 2 年度（2020）～令和 8 年度（2026））

願成就院跡・伝堀越御所跡・北条氏邸跡（円成寺跡）の 3 つの史跡の本質的価値付けを踏まえ、保存・整備・活用方針を定めた計画として、令和元年（2019）9 月に策定した。

エ-2 守山中世史跡群整備基本計画（平成 13 年度（2001）／平成 13 年度（2001）～平成 28 年度（2016））

北条氏邸跡（円成寺跡）・伝堀越御所跡・願成就院跡の 3 つの史跡を含む守山一帯における史跡等の今後の保存・整備・活用の方向性を定めた計画として、平成 14 年（2002）3 月に韮山町が策定した。なお、この計画の実施期間は終了しているが、エ-1、エ-3 の計画は本計画に基づき作成されたものであり、整備の基本的な方向性を示すものとして本計画の役割は失われていない。

エ-3 史跡北条氏邸跡（円成寺跡）整備基本計画書（1 期）（令和 2 年度（2020）／令和 2 年度（2020）～令和 11 年度（2029））

「史跡願成就院跡・史跡伝堀越御所跡・史跡北条氏邸跡（円成寺跡）保存活用計画」にて 1 期整備段階として位置付けた史跡北条氏邸跡（円成寺跡）の整備の前提となる基本計画として、令和 3 年（2021）3 月に策定した。

オ 韮山城跡「百年の計」（平成 25 年度（2013）／平成 25 年度（2013）～）

歴史環境を踏まえ、韮山城跡の価値を明らかにし、国指定史跡を目指すため、既存の発掘調査結果等の資料のとりまとめを行い、さらに未来に継承するために必要とされる、各種調査・保存・活用等の事業の方向性を示すものとして、平成 26 年（2014）3 月に策定した。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間と定める。

4 計画実施の進捗管理

進捗状況の点検・評価については、文化財を取り巻く社会的な要因の変化や調査・整備等の進展、財政状況、計画に記載した取組みの進捗状況を踏まえ、文化財保護行政機関および文化財保護審議会等で行い、必要に応じて見直し、改善するなど、保存・活用の取組みを円滑かつ効果的に推進していく。また、第2次伊豆の国市総合計画の改訂時期である令和7年度に、計画内容あるいは期間等について見直しを行うこととする。

見直しの結果、計画期間の変更、市域内に所在する文化財に影響を与える可能性のある変更及び本計画の実施に支障が生じるおそれのある変更を行う場合は、計画（変更）について静岡県・文化庁と協議し、承認を受けるものとする。また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、当該変更の内容について静岡県を経由して文化庁に報告を行う。

5 計画作成体制

本計画は、伊豆の国市が主体となり作成した。作成にあたっては、市内文化財所有者や管理者、市内で活動している文化財関係団体・観光協会・商工会の代表者、学識経験者、行政関係者により構成される「伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会」を設置し、伊豆の国市教育部文化財課が事務局となり、内容の検討を行った。また、より広く市民の意見を取り入れるためにパブリックコメントを実施し、伊豆の国市文化財保護審議会での意見聴取を行った。

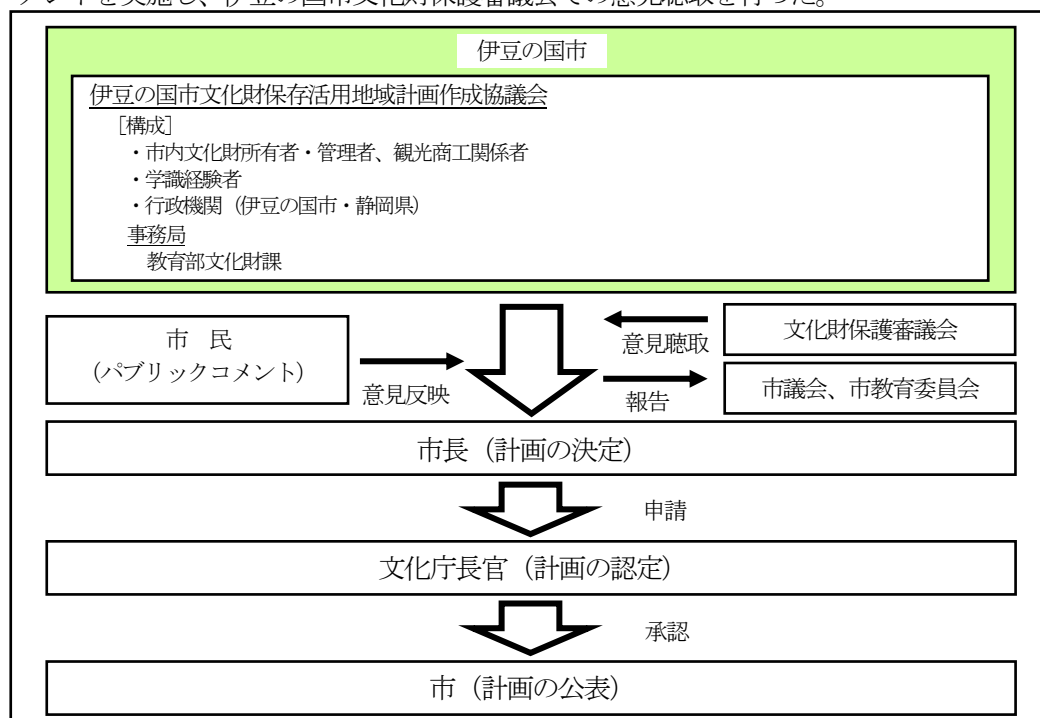


図0-5 計画作成工程

表 0-1 伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会 委員構成（令和4年3月時点）

	氏 名	所 属 等	専 門 等
会長	宇田 嘉隆	公益財団法人江川文庫 総括主任	所有者
副会長	稲村 浩宣	伊豆の国市観光協会会長	観光関係者
委員	萩原 傳	伊豆の国歴史ガイドの会会長	観光関係者
	小崎 弘慶	願成就院副住職	所有者
	橋本 敬之	特定非営利活動法人伊豆学研究会 理事長	文化財関係団体
	土屋 洋美	伊豆の国市商工会女性部長	商工関係団体
	家永 遵嗣	史跡等整備調査委員会委員長 (守山中世史跡群整備部会・葦山城跡整備部会) 学習院大学	学識経験者 日本中世史
	大友 一雄	史跡等整備調査委員会 (江川家資料保存活用部会)	学識経験者 日本近世史・資料管理 学
	齋藤 慎一	史跡等整備調査委員会 (葦山城跡整備部会) 江戸東京博物館	学識経験者 日本中世史
	中山 俊介	史跡等整備調査委員会 (葦山反射炉整備部会) 東京文化財研究所	学識経験者 保存科学
	三保 広真	静岡県スポーツ・文化観光部文化局 文化財課長	
	佐藤 政志	伊豆の国市教育部長	
	西島 功	伊豆の国市市長戦略部長	
	西島 和仁	伊豆の国市まちづくり政策監	
	鈴木 雅彦	伊豆の国市総務部長	
	公野 克己	伊豆の国市観光文化部長	
	天野 正人	伊豆の国市経済環境部長	
	守野 充義	伊豆の国市都市整備部長	
事務局	伊豆の国市教育部文化財課		

伊豆の国市教育委員会告示第2号

伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年2月8日

伊豆の国市教育長 内 山 隆 昭

伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱

(設置)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第183条の3第1項の規定による文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（以下「文化財保存活用地域計画」という。）の作成に資するため、同法第183条の9の規定に基づき、伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、本市が定める文化財保存活用地域計画の作成に関する事項について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、法第183条の9第2項各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、文化財保存活用地域計画の作成の日までとする。

2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、初回の会議は教育長が招集するものとする。

2 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育部文化財課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

表0-2 伊豆の国市文化財保護審議会 構成（令和4年3月時点）

	氏 名	所 属 等	専 門 等
会長	柴 雅房	沼津市立片浜中学校	近世史、文化財行政
副会長	松田 香代子	愛知大学総合郷土研究所	民俗学
委員	笹原 芳郎	静岡県立田方農業高等学校	考古学
	新妻 淳子	公立大学法人静岡文化芸術大学	建築史
事務局	伊豆の国市教育部文化財課		

本計画の作成経緯は以下のとおりである。

表 0-3 伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成の検討経過一覧

年月日	会議等
平成26年（2014） 3月	伊豆の国市歴史文化基本構想の策定
令和2年（2020） 6月	伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成の意向が決定
令和2年（2020） 11月16日	文化庁と協議
令和3年（2021） 2月6日	伊豆の国市文化財保護審議会（作成の意向の報告）
令和3年（2021） 2月8日	伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会設置要綱の制定
令和3年（2021） 6月11日	文化庁と協議
令和3年（2021） 7月9日	第1回伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催
令和3年（2021） 8月17日	伊豆の国市内の文化財に関するアンケート調査の実施
令和3年（2021） 9月22日	第2回伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催
令和3年（2021） 10月18日	文化庁文化財調査官との現地協議
令和3年（2021） 10月23日	伊豆の国市文化財保護審議会（作成経過の報告）
令和3年（2021） 11月19日	文化庁文化財保存活用地域計画アドバイザーによる現地指導
令和3年（2021） 12月13日～12月22日	伊豆の国市文化財保存活用地域計画（案）のパブリックコメント実施
令和4年（2022） 1月5日	文化庁と協議
令和4年（2022） 2月14日	文化庁と協議
令和4年（2022） 2月22日	第3回伊豆の国市文化財保存活用地域計画作成協議会の開催
令和4年（2022） 3月12日	伊豆の国市文化財保護審議会（作成完了報告）

6 計画の対象

本計画では、文化財保護法第2条の1から5で定義する文化財（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6類型）に加え、埋蔵文化財、文化財の保存技術のほか、これまで文化財として捉えづらかった伝承、方言、地名等も広くとらえ「文化財」と定義する。

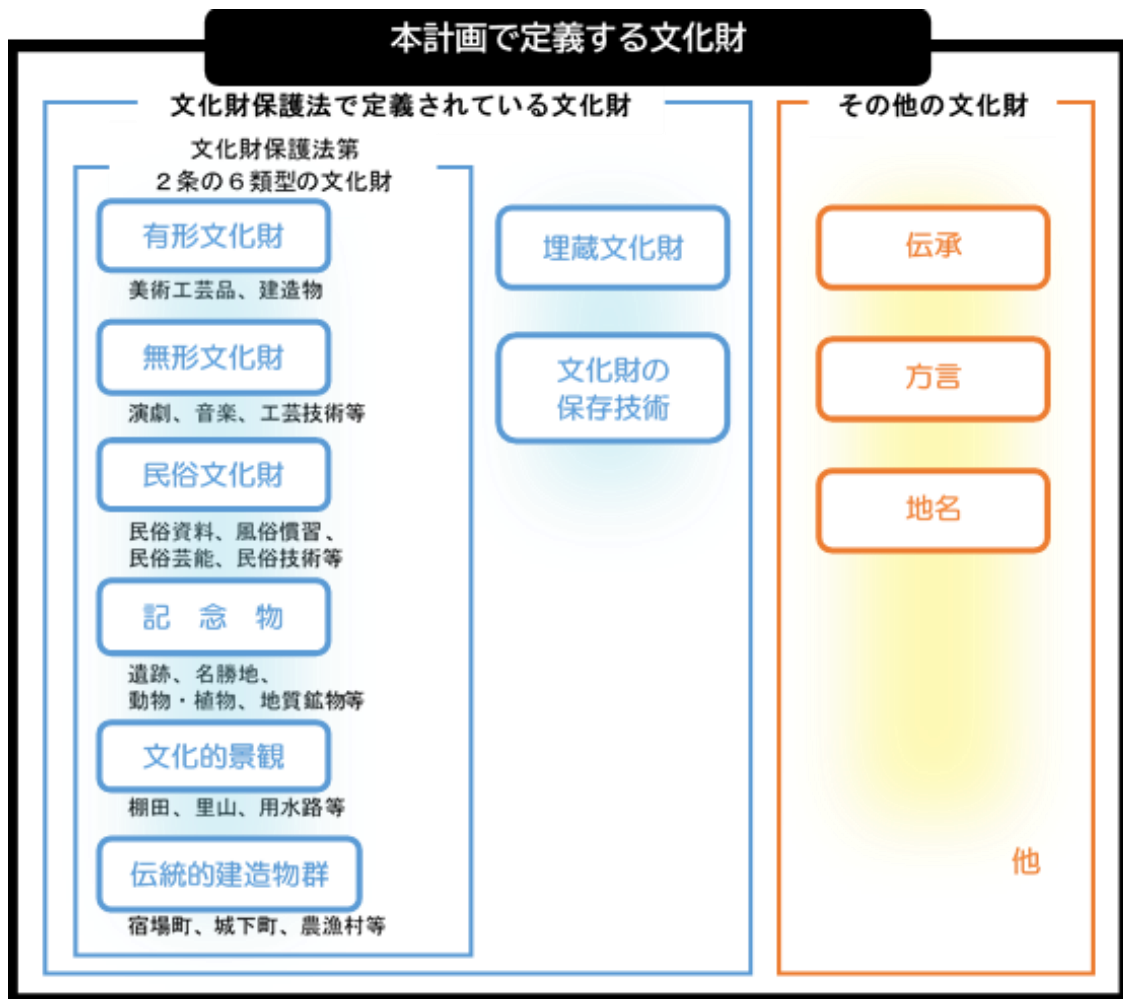


図 0-6 本計画における文化財の定義